

出展者
募集中!

申込締切：
7月3日（金）

「^もり森林からはじまるエコライフ展2020」 ～森と木で拓くSDGsの提案～ 出展のご案内

会期：2020年11月26日（木）～28日（土）

会場：「東京ビッグサイト」西ホール（「エコプロ2020」会場内）

SDGsWeek

第22回

エコプロ2020

— 持続可能な社会の実現に向けて —



2020年4月

主催：公益社団法人国土緑化推進機構・美しい森林づくり全国推進会議・日本経済新聞社
協力：ウッドデザイン賞運営事務局

我が国では、国連が定めた「SDGs（持続可能な開発目標）」を経営の中核に位置づけ事業への紐づけなどの動きなどが活発化しており、地方自治体によるSDGsの取組も拡がりを見せる中で、持続可能な社会の構築の重要性が一段と高まっています。

林野庁は、「林業・木材産業の成長産業化」に向けた様々な施策展開を通じた国産材の利用促進に加えて、2019年には新たに教育・健康・観光分野等と連携して森林空間の利用を促進する「森林サービス産業」の創出も呼びかけ、2020年からはモデル地域への支援が開始されています。

また、2019年度に新たに「森林環境譲与税」が創設され、2020年度には交付額が増額される中で、都市部を含めて全国の自治体で、新たな森づくり・木づかい・人材育成・普及啓発等の取組が広がっていきます。

国連森林フォーラムは、SDGsの17目標のうち、14目標が持続可能な森林経営を通して実現できることを提示していることから、今後は、再生可能な資源である森林資源を活かした持続可能な産業創出・地域づくりへの注目は高まっていくといえます。

このようなことから、本年もアジアを代表する環境の総合展示会であり、「SDGsWeek」の総称のもと「社会インフラテック2020」、「気候変動・災害対策 Biz 2020」を同時開催する「エコプロ2020～持続可能な社会の実現に向けて」の主催者と連携して、「森林からはじまるエコライフ展2020～森と木で拓くSDGsの提案～」を開催致します。

そこで、「SDGsWeek」の3展示会に集う企業、自治体・官公庁、各業界団体、地域産業・商工団体、環境NPO/NGO等を対象に、森づくりや木づかい、教育・健康・観光等と関連した森林総合利用、都市山村交流等の取組を実施している多様な団体等の参画・協力を得て、本年も①テーマゾーンの設定、②ステージプログラムの実施、③ウッドデザイン賞表彰式・作品展示の開催、④WEB・SNS等を活用した幅広い情報発信等を通して、幅広い来場者に、森や木で拓くSDGsに向けた取組を呼びかけます。2020年のフィナーレを迎えるこの時期に、是非多くの企業・団体の皆さまの出展をお待ちしております。

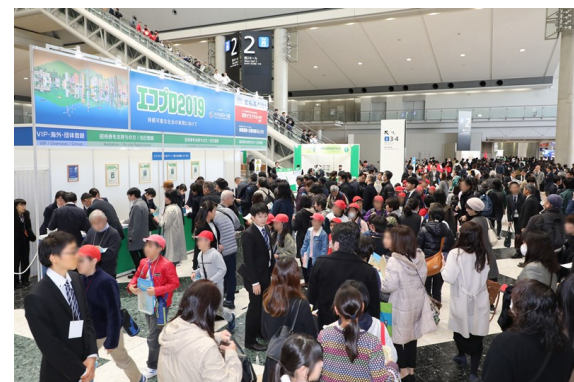


エコプロとは？

1999年の初開催以来、アジアを代表する環境総合展として、次世代技術や製品、サービス、CSR活動、環境保護活動、環境政策、産学官連携などの最新動向を紹介しています。環境配慮製品、環境関連技術、サービスの普及を通じて環境保護、社会課題の解決を図り、持続可能な社会の実現を目指します。

※詳しくはWEBサイトをご覧ください
<https://eco-pro.com>

会 期	2020年11月26日（木）～28日（土） 10:00～17:00
会 場	「東京ビッグサイト」西ホール
主 催	（一社）サステナブル経営推進機構、日本経済新聞社
展示規模	550社・団体／1,150小間（見込み）（前回実績：515社・団体／1,102小間）
来場対象	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業 ● 自治体・官公庁 ● 各業界団体、地域産業・商工団体 ● VIP（国会議員、行政トップ、企業の経営者層、海外視察団、在日大使館など） ● 環境NPO・NGO、市民団体、SDGs関連団体 ● 学校・教育関係者 ● 環境問題に関心の高い生活者（ファミリー、主婦・主夫、学生・児童）
入 場 料	無料（登録制）
来場者数	150,000人（見込み／前回実績147,653人）



主催	公益社団法人 国土緑化推進機構、美しい森林づくり全国推進会議、日本経済新聞社
会期	2020年11月26日（木）～28日（土）10:00～17:00
会場	「東京ビッグサイト」西ホール「エコプロ2020」会場内
対象	森林・林業・木材や農山村などに関わる取組を実施している企業、行政・団体、NPO、大学など ※ 展示内容は、ゾーンの性質から、森づくり、木づかい、教育・健康・観光分野と連携した森林総合利用、都市山村交流、特用林産物の利用などとなるようお願いしています。 ※ 本エリアは、主催者側でカーペット等をご用意するため、林野庁等が推進する森林づくり推進国民運動「フォレスト・サポーターズ」への登録（無料）を、必ずお願いします。



エントランスバナー

内容

1

テーマゾーン内は、エントランスやアイキャッチなどを配置するとともに、“森づくり”や“木づかい”の共通したイメージづくりのため、木製のパーテーション、カーペットなどをご提供して、**統一感のある環境づくり**を行います。

2

エリア内には、来場者の効果的な誘導のため、フォレスト・サポーターズが呼びかける「森のための4つのアクション」（森にふれよう・木をつかおう・森をささえよう・森と暮らそう）ごとに**小ゾーンを配置**します。

3

「エコプロ2020」主催者による広報資材に加えて、「森林からはじまるエコライフ展2020」**独自のWEBサイト等を制作して、SNS等を含めて出展団体の取組を多角的に発信**します。

4

出展団体の状況に応じて、共通の「**打合せスペース**」「**バックヤード**」等を用意する予定です。また、毎年恒例の「**ミス日本みどりの女神（農林水産省みどりの広報大使）**」の各ブースへの訪問・記念撮影なども行います。

5

効果的な展示が企画できるように、出展団体間の内容調整や連携した小間装飾が行えるよう、9月2日（水）に行われる「エコプロ2020」出展者説明会の終了後に、**本エリア出展団体向けの追加的な説明会・情報交換会を開催**します。





サイントワー



「ウッドデザイン賞」特別セミナー



「ウッドデザイン賞」受賞作品の紹介ゾーン



小学校の環境学習の発表なども人気ブースの一つ



1

テーマゾーンならではの多角的な露出！

「エコプロ2020」の主催者が制作するWEBサイトや、当日来場者全員に配付されるパンフレット「エコプロの歩き方」等で“テーマゾーン”として紹介されることで、来場者の注目度が高まります。

さらに、「森林からはじまるエコライフ展」事務局でも、独自のWEBサイト（「フォレスト・サポーターズ」サイト特設ページ）やSNS等での情報発信などを制作して、出展団体の取組を多角的に発信します。

2

ゾーン内の木質化やシンボル展示で来場者の興味を喚起！

テーマゾーン内のブース装飾などには、統一感ある雰囲気づくりのため、間伐材等を使用した什器を用いたり、カーペットの敷設を行います。

さらに、2015年に創設されて注目が高い「ウッドデザイン賞」の2020年の受賞作品の展示も行います。

毎年、来場者アンケートでも居心地の良いエリアとして、来場者から好評を博しています。

3

「ミス日本みどりの女神」や林野庁幹部、「ウッドデザイン賞」審査員等が訪問！

本テーマゾーン内の全出展団体のブースを「ミス日本みどりの女神」（農林水産省「みどりの広報大使」）が訪れ、記念撮影等を行いますので、SNS等でのPR支援等にもご活用頂けます。

その他、林野庁幹部や「ウッドデザイン賞」審査員などの有識者も、多数来場します。

📍 森林からはじまるエコライフ展2019

西4ホール 4-904

SDGsの17目標のうち、主に14目標の達成に貢献できる「持続可能な森づくり・木づかい」などを通して、新産業創出・地方創生や森と木のある暮らしを提案するゾーン。「ウッドデザイン賞」の受賞作をお披露目するコーナーも設置します。

共催：美しい森林づくり全国推進会議・
国土緑化推進機構



- 【ゾーン内出展者】 ●F-01 ウッドデザイン賞2019 ●F-02 モック犬橋 ●F-03 国土緑化推進機構
●F-04 JUON NETWORK(樹恩ネットワーク) ●F-05 グリーンスピリッツ協議会
●F-06 やみその森 ●F-07 ファイン ●F-08 蔵前バイオエネルギー(K-BETS)
●F-09 日本の森バイオマスネットワーク“ふんわりネット” ●F-10 木づかい運動事務局
●F-11 フォレストセイバー研究所 ●F-12 おどろ木ネットワーク ●F-13 竹もりの里
●F-14 宮城県・森林吸収オフセット・クレジット普及広報会(登米市/米川生産森林組合/
宮城県林業公社/南三陸森林組合/佐久) ●F-15 宮城県/宮城県森林インストラクター協会
●F-16 woodinfo ●F-17 飯館市森林認証協議会 ●F-18 響
●F-19 千葉県里山林保全整備推進地域協議会 ●F-20 高野「めざめ」の森づくり実行委員会
●F-21 緑のダム北相模 ●F-22 東京学芸大学欽矢悦朗デザイン研究室
●F-23 成城三丁目緑地 里山コア会議 ●F-24 世田谷区立明正小学校 ●F-25 多摩市立豊ヶ丘小学校
●F-26 早稲田大学森林環境科学研究室 ●F-27 ちば里山センター ●F-29 フォレスト・サポーターズ
●F-30 美しい森林(もり)づくり全国推進会議



「森林からはじまるエコライフ展2020」では、法人企業・団体出展者向けに「組手什（くでじゅう）」を使用したセット装飾をご用意しております。
 ※法人企業・団体出展者の出展料金には以下の基本設備が含まれます。

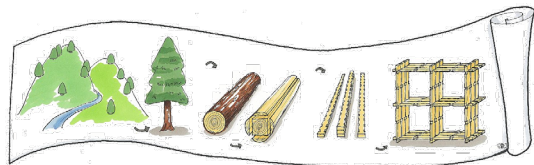
【1小間の場合】

※イラストはイメージ図です。
 当日若干仕様変更になる場合があります。

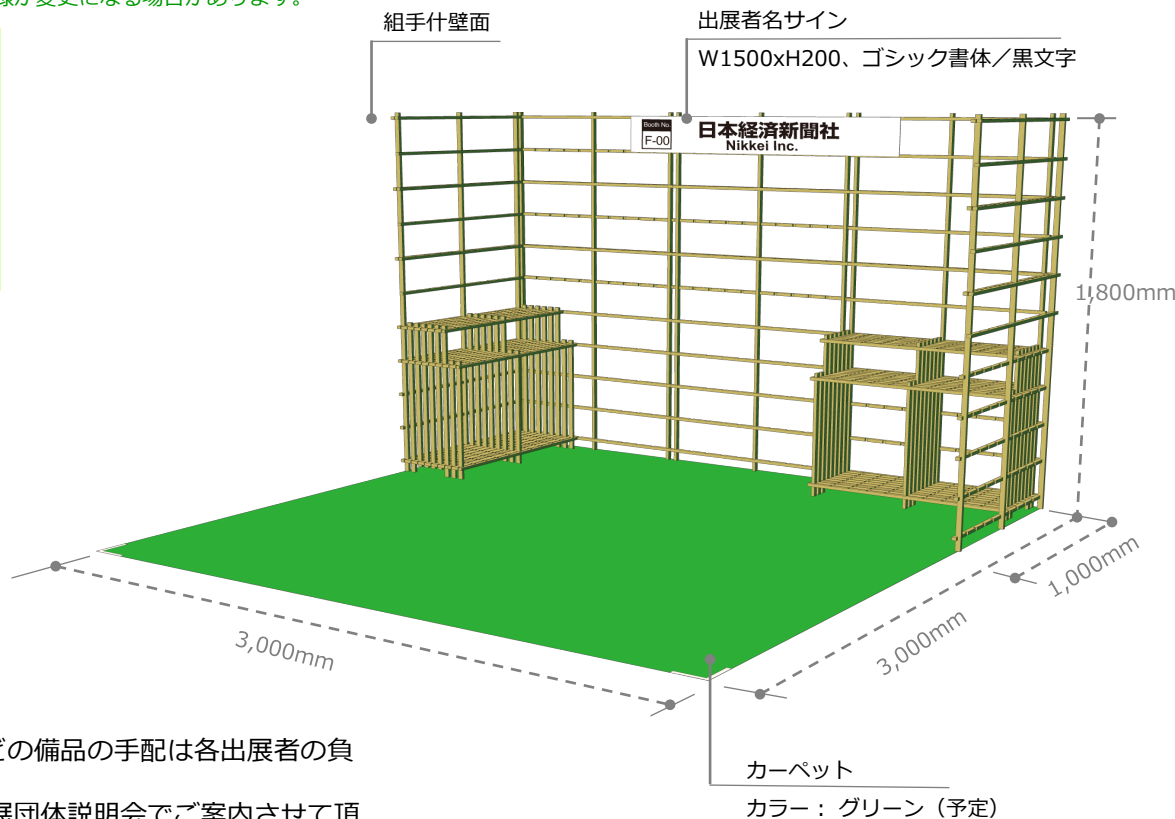
<基本設備>

- カーペット（カラー：グリーン<予定>）
- 組手什壁面
- 組手什カウンター（幅約1mの棚2~3台）
- 出展者名サイン（1枚）
 W1500xH200、ゴシック書体／黒文字

◆ 「組手什（くでじゅう）」について
 ~熊本県産材の間伐材等を利用した組み立てキット~
 木材の主用途以外の捨てられる部分から、断面
 40x15mmの細い平板に、組手（クデ）を加工した棒
 状の組立部材です。



- テーブル、パイプ椅子、電気・照明器具などの備品の手配は各出展者の負担になります。予めご了承ください。
 詳細につきましては9月2日（水）に行う出展団体説明会でご案内させていただきます。
- 通常の法人企業・団体向けの「スタンダードブース」では、壁面はオプション申込となりますが、エコライフ展では全体のトーンを合わせる関係で、「組手什」の壁面を無償でご用意させていただきます。
- また、通常の法人企業・団体向けの「スタンダードブース」では、カーペットはオプション申込となりますが、エコライフ展では全体のトーンを合わせる関係で、標準装備とさせていただきます。



（備考1）

組手什の立付の関係で、基本的にはカウンターを各壁面に配置
 ※カウンターの設置場所は、隣接団体との希望で調整する場合があります。

（備考2）

組手什壁面を使わず、木工パネル等を用いて造作を行う予定の方は、隣接団体のために、背面・側面等の仕上げをお願いしています。

「森林からはじまるエコライフ展2020」では、NPO・NGO／大学・教育機関出展者向けに「組手什（くでじゅう）」を使用したセット装飾をご用意しております。 ※ NPO・ボランティア団体／大学・教育機関出展者の出展協力金には以下の基本設備が含まれます。

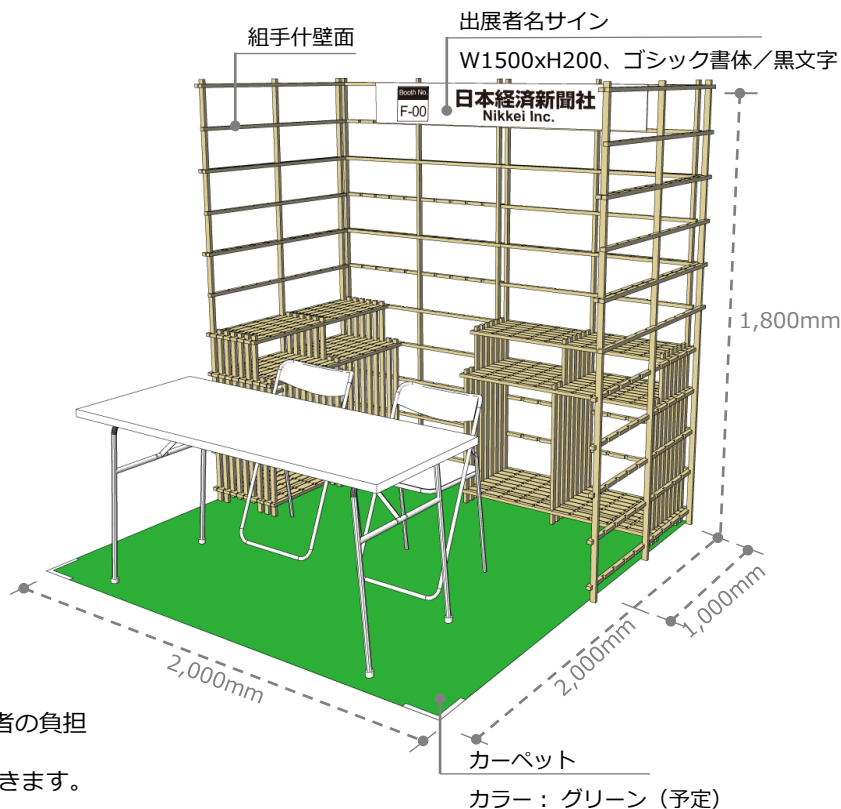
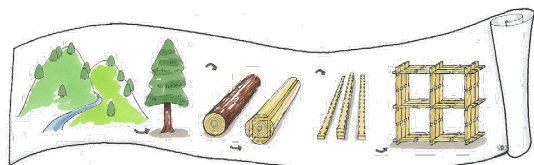
【1団体あたり出展いただける小間数は1小間までとさせていただきます】

※イラストはイメージ図です。
当日若干仕様変更になる場合があります。

<基本設備>

- カーペット（カラー：グリーン<予定>）
- 組手什壁面
- 組手什カウンター（2台）
- 出展者名サイン（1枚） W1500xH200 ゴシック書体／黒文字
- テーブル（1台） W1500xD600xH730mm
- パイプ椅子（2脚）

◆ 「組手什（くでじゅう）」について
～熊本県産材の間伐材等を利用した組み立てキット～
木材の主用途以外の捨てられる部分から、断面
40x15mmの細い平板に、組手（クデ）を加工した棒
状の組立部材です。



- 追加のテーブルやパイプ椅子、電気・照明器具などの備品の手配は各出展者の負担になります。予めご了承ください。
詳細につきましては9月2日（水）に行う出展団体説明会でご案内させていただきます。
 - 通常のNPO協働プラザ／大学・教育機関ブースは、カーペット等はオプション申込となりますが、エコライフ展では全体のトーンを合わせる関係で、カーペットをご用意させて頂いております。そこで、例年と同様に「組手什の組立て・解体」および「フォレスト・サポーターズ」への登録の呼びかけについて、ご協力をお願い致します。（詳しくは、説明会でご案内させていただきます。）
- ※ なお、木製のフローリングを敷設したり、独自で壁面を設置するなど、カーペット・壁面が不要の場合は、上記のご協力は不要です。

（備考1）

組手什の立付の関係で、基本的にはカウンターを各壁面に配置
※カウンターの設置場所は、隣接団体との希望で調整する場合があります

（備考2）

組手什壁面を使わず、木工パネル等を用いて造作を行う予定の方は、隣接団体のために、背面・側面等の仕上げをお願いしています。

※金額は全て消費税別

法人格等	1小間の場合 (間口3m×奥行3m)	2小間の場合 (間口6m×奥行3m)	3小間以上のスペースをご利用の場合
①法人企業・団体 (※1)	350,000円 ※カーペット代を含む	700,000円 ※カーペット代を含む	350,000円×小間数

(※1) 社団法人・財団法人等の団体に加えて、企業・団体等が参画している協議会・ネットワーク・研究会等は、公益事業・非営利活動を実施する場合でも、こちらの出展区分となります。

法人格等	ミニブース1小間 (間口2m×奥行2m)
②NPO・ボランティア 団体 (※2)	30,000円 ※カーペット代を含む
③大学・教育機関	20,000円 ※カーペット代を含む

※金額は全て消費税別

本企画コーナー②③では、ご出展いただける全体小間数に制限を設けさせていただく場合があります。規定数を超える場合には抽選とさせていただきますのでご了承ください。
なお、**1団体あたり出展いただける小間数は1小間までとさせていただきます。**

(※2) エコプロ展の「NPO協働プラザ」へのご出展は、特定非営利活動法人(NPO法人)に限定されておりますが、「森林からはじまるエコライフ展」では、特定非営利活動促進法(NPO法)の趣旨に合わせて、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動を行う団体で、同様の趣旨をふまえた内容を展示する団体に関しては、法人格の有無を問わずにNPO扱いとしてご出展いただけます。詳しくは「フォレスト・サポーターズ」運営事務局までお問い合わせください。

- ・ウェブサイト「エコプロ2020」(<https://eco-pro.com/>) 内の出展申込ページ(<https://eco-pro.com/eco2020/exhibit/>) にアクセスし、「出展に関する規約」に同意の上、案内に従って 出展内容を入力し、お申し込みください。
※ 詳しくは、エコプロ2020「出展のご案内」(https://eco-pro.com/eco2020/pdf/eco20_guide.pdf) の10頁に記載の「出展申込方法」をご確認ください。
- ・出展申込受理後のキャンセルはできません。
- ・9月2日(水) 東京・大手町の日経ホールにおいて「エコプロ2020出展者説明会」及び「森林からはじまるエコライフ展2020出展団体説明会」を行います。必ずご参加ください。

【申込締切】 7月3日 (金)

展示内容のご相談は：
「フォレスト・サポーターズ」運営事務局
美しい森林づくり全国推進会議事務局
(担当：矢島・木俣・富永)
TEL: 03-3262-8437 FAX : 03-3264-3974
E-mail: fore-sapo@green.or.jp

出展申込・展示関係のお問い合わせは：
「エコプロ」運営事務局
株式会社 日経イベント・プロ イベント局
TEL: 03-6812-8686 FAX:03-6812-8649
E-mail: eco-pro@nex.nikkei.co.jp

■ 森林からはじまるエコライフ展2020 (エコプロ2020内) 出展に関する規約

下記文章をよくお読みいただき、ご了承のうえお申し込みください。

【1. 規約の履行】

出展者(共同出展者を含みます、以下同じ)はエコプロ展(特別企画展、関連企画を含み、以下「本展示会」と総称します)に出展するにあたり、本規約、主催者から提示された「出展のご案内」(出展要項)、「出展者説明会」で配付する「出展細則・提出書類」、請求書、その他主催者から個別に提示される各種書類・電子メール等の記載内容(これらを以下「本展規約等」と総称します)を遵守しなくてはなりません。また、出展者は、その役員・従業員・株主・出資者等の関係者、出展を取り次ぐ広告代理店、および展示スペースにかかる設備、撤去業者、展示の運営委託先その他本展示会に関して締結する契約の相手方(かかる契約相手方の再委託先・再々委託先等を含みます)以下これらの者を「出展者関係者」と総称し、出展者と出展者関係者を「出展者等」と総称します)をして、本展規約等を遵守せるものとします。出展者等がこれらに違反したと主催者が判断した場合、主催者はその時期(本展示会の搬入期間・開催期間を含みます)を問わず、次回以降を含む出展申し込みの不受理、承諾した出展の取り消し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更・命令、撤去の命令、または関連サービスの提供中止を行うことができます。その際、主催者の判断基準・根拠などは公表しません。出展取り消しとなった場合でも、出展者は本規約【4. 出展キャンセル】に規定のキャンセル料を主催者に支払わなければなりません。キャンセル料以上の損害が主催者またはその関係者に発生している場合には、主催者は別途損害賠償を請求します。また主催者は、出展申し込みの不受理、出展取り消し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更、実演方法の変更・中止などによって生じた出展者等の損害は補償しません。

【2. 出展にあたっての諸注意】

2-1. 出展者は、主催者が定める本展示会の開催趣旨に合致する製品・サービスを提供する法人・団体に限定します。主催者が、主催者が独自の裁量にて定める本展基準に従い、法人・団体および製品・サービスなどが出展に適さないと判断した場合(下記事例を含みますが、これらに限られず)には、出展申し込み受理の保留、出展内容の一部または出展そのものをお断りする場合があります。

≪出展申し込み受理の保留、出展内容の一部または出展そのものをお断りする事例≫

「出展申込書その他の提出書類に記載事項に不備や虚偽の申請などがあった場合」|「出展内容が本展示会の趣旨にそぐわないと判断される場合」|「出展者が第三者の権利(知的財産権、肖像権など)やプライバシーを侵害している」と判断される場合」|「他の出展者や来場者などから苦情が予想される場合」|「出展者が自らの法的整理手続きの申し立てをし、あるいは申し立てを受けている場合」|「出展者が10. 反社会的勢力の排除」に定める反社会的勢力であることが判明した場合」|「主催者が開催した過去の展示会で出展規約に違反したか、出展取り消しとなったことがある場合」|「その他、出展が不適当と主催者が判断する場合」

2-2. 感染症などの発生や流行地域としてWHO(世界保健機関)や厚生労働省、外務省等が指定・勧告する国・地域からの出展を保留またはお断りする場合があります。なお、指定国・地域外においても主催者の判断で関連書類の提出を求める場合があります。

【3. 出展申し込みおよび出展料金の支払い】

3-1. 出展申込書は主催者が定める方法で提出するものとします。出展申込書を受理し、出展審査を経て、主催者が出展申込受理通知を発送(電子メールまたは郵送による)した時点をもって正式な出展申込受理とします。本展示会に初めて出展申し込みをする場合は、「会社案内」|「製品カタログ」など主催者が定める添付資料を主催者が定める方法で提出するものとします。なお別途必要な添付資料を定める場合があります。すべての添付資料をご提出したかない場合、主催者は出展申し込みの保留または出展をお断りすることがあります。出展申込書、添付資料その他すべての提出書類は返却しません。出展者はコピーを自ら保管するものとします。なお出展者は、主催者が認める広告代理店に出展の取り次ぎを委託することができます。

3-2. 出展申込受理の後、主催者は出展者(広告代理店が出展を取り次ぐ場合には広告代理店、特に断らない限り本3-2に於いて以下同じ)に出展料金を請求します。出展者は主催者が定める期日までに指定の銀行口座へ振り込むものとします(振込手数料は出展者が負担するものとします)。主催者が定める期日までに出展料金の振り込みがない場合、主催者は出展申込受理を取り消す権利を持ちます。(出展者(広告代理店を含みません)が広告代理店に対して出展料金を支払い済みである場合は、この限りではありません。)

3-3. 主催者は、天災地変、疾病、感染症の蔓延、交通機関の遅延・ストライキ、戦争、内乱、テロその他の不可抗力のほか、主催者の責に及らぬ事由により本展示会の開催を中止または期間を短縮する場合があります。この場合、主催者に支払われた出展料金は、本展示会の準備・開催のために主催者に生じた費用を除いて残金があれば返金します。

【4. 出展キャンセル】

4-1. 出展申込受理後の出展取り消し・解約は認められません。出展者(広告代理店が出展を取り次ぐ場合には広告代理店を含みます)の事情により、出展の全部または一部を取り消し・解約する場合は、出展者(広告代理店が出展を取り次ぐ場合には広告代理店)は主催者が認める方法で主催者に届け出たうえ、キャンセル料として出展料金の全額を主催者に支払わなければなりません。

4-2. 出展申込受理後はキャンセルが発生し、出展料金の全額をお支払いいただきます。

4-3. キャンセル料以上の損害が主催者またはその関係者に発生している場合には、別途損害賠償を請求します。

【5. 展示スペースの割付当て】

5-1. 出展者の展示スペースは、主催者が定める小間の配置・形状に基づき決定します。出展者はその結果に従うものとします。

5-2. 出展者は、主催者が定めた展示スペースをいかなる理由があっても、その全部または一部を問わず、他の出展者や第三者との間で交換・譲渡・貸与などはできません。

5-3. 主催者は、会場および所轄の警察署・消防署・保健所などによる指導・命令または出展キャンセルがあった場合、出展者の承認を要せず小間配置の全体レイアウトを変更することができます。

【6. 各種書類の提出】

出展者は、「出展細則・提出書類」の提出書類など主催者が求める各種書類を指定期日までに所定の方法で提出しなければなりません。期日に遅れた場合、主催者およびその関係者は申し込みを受理しないことがあります。

【7. 出展に関するルールの概要】

7-1. 出展申込書に記載された法人・団体および製品・サービスのみが出展対象となります。その親会社・子会社・関連会社その他の関係会社およびグループ・提携関係にある法人・団体であっても出展申込書に記載がない場合は、それらの製品・サービスなどの出展や、小間内でのそれらの社名などの掲出ができない場合もありますのでご注意ください。

7-2. 出展者は、出展申込書に記載された法人・団体および製品・サービスなどの出展内容などに変更が生じた場合、速やかに主催者が定める方法で主催者に届け出たうえで、許可を得なければなりません。

7-3. 装飾・展示物などの搬入・搬出および展示方法などは、「出展細則・提出書類」に規定され、出展者等はこれを遵守しなければなりません。

7-4. 出展者等は、通路など自社小間内以外の場所で展示・宣伝・即売行為などを行うことはできません。また近隣の展示を妨害してはなりません。妨害の有無などは主催者が判断し、出展者はこれに従うものとします。

7-5. 出展者等は、強い光、熱、臭気、または大音量を放つ実演や不快感を与える実演など、他の出展者等や来場者の迷惑となる行為を行ってはなりません。実演などが他の出展者等や来場者に多大な迷惑を与えていると主催者が判断した場合、主催者はその中止・変更を命じることができ、出展者はその判断に従うものとします。なお自治体の火災予防条例により危険物の持ち込みは禁止されていますので、装飾物・演出としての裸火、煙・スモークマシン、ネオン管などの使用はできません。

7-6. 出展者等は、展示会場に適用されるすべての防火および安全法規、行政指導を厳守しなければなりません。

7-7. 出展者等は、本展示会会期中および会期後に他の出展者等や来場者などに対し迷惑のかかる行為(強引なセールス、勧誘、誹謗中傷、営業妨害またはそれらに類する行為など)を行ってはなりません。かかる行為が認めると主催者が判断した場合、主催者は出展中止を命じ、または次回以降の出展申し込み拒否を決定する権利を持ち、出展者はこれに従うものとします。

7-8. 本展示会会期中および会期後の出展者と来場者間における商談・契約内容などに関して、主催者はその責を一切負いません。

7-9. 写真・動画撮影については、出展者は主催者に届け出て了承を得た後、自社ブースのみ撮影することができます。

7-10. 出展者が展示会場内で酒類を販売または試飲提供する場合は、未成年者や車両運転者には提供してはけません。出展者が酒類を販売または試飲提供したことによって、未成年者の飲酒や車で来場者が飲酒運転などの事件・事故を起こした場合、主催者は一切その責を負いません。

7-11. その他、前各項のルールに違反するなど、出展者等の展示内容や行為により、他の出展者等や来場者などから苦情の申し立てや展示会場内で紛争を引き起こすことが予想されるか、現に苦情や紛争が生じた場合、主催者は主催者の判断で出展の取り消しを決定することができます。その場合、出展者等ははその決定に従うものとします。

【8. 個人情報取り扱い】

8-1. 出展者は、展示などを通じて「個人情報」を取得する場合、個人情報保護法および関連法令を遵守し、適法かつ適切に取得しなければなりません。利用目的は必ず公表・通知し、その範囲内で活用するものとします。特に第三者提供を行う場合は、法令で許される場合を除き、必ず「個人情報」の情報を主体から「同意」を取らなければなりません。

8-2. 出展者は、展示などを通じて取得した「個人情報」について、法律に定められた「安全管理」を遵守した適切な管理・運営を行わなければなりません。

8-3. 出展者は、「個人情報」の情報主体から展示などを通じて取得した「個人情報」の開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去の要求や、苦情の訴えなどを受けた場合、法令を遵守した適法かつ適切な対応を取らなければなりません。

8-4. 出展者が展示などを通じて取得・管理・運営する「個人情報」の情報主体または情報主体と主張する者との間で紛争などが生じた場合、出展者は自らの責任で当該紛争の解決にあたるものとします。かかる紛争に関し、主催者は一切の責を負いません。

【9. 損害賠償責任】

9-1. 主催者はいかなる場合においても、出展者が展示スペース、印刷物および本展示会ウェブサイトを使用することによって出展者または第三者に生じた生命、身体、財産、名誉または信用への損害に対し、一切の責を負いません。

9-2. 出展者は、故意・過失の如何を問わず、展示会場内およびその周辺の建築物、設備および主催者が用意した設備に与えすすべての損害について、連帯的な賠償するものとします。

9-3. 出展された製品・サービスについて他の出展者や第三者と紛争が起きた場合、主催者はその責を一切負いません。出展者はその費用と責任において、これを解決、処理し、主催者には一切迷惑をかけないものとします。万一、主催者に紛争に関連して損害等が発生した場合も、すみやかに補填しなければならぬものとします。

9-4. 主催者は、天災地変、疾病、感染症の蔓延、交通機関の遅延・ストライキ、戦争、内乱、テロその他の不可抗力のほか、主催者の責に及らぬ事由による会期の変更・開催の中止によって生じた出展者等の損害は補償しません。

9-5. 主催者は、ガイドマップ、ウェブサイトやその他の告知宣伝物の誤植などによって生じた出展者等の損害は補償しません。

9-6. 搬入期間を含む開催期間中、出展者等が自らの行為に起因して他の出展者等または来場者などに生命、身体、財産、名誉または信用への損害を含むあらゆる損害を与えた場合、主催者は一切の責を負わず、他の出展者等または来場者との間の紛争等は、出展者等の責任のもとで解決するものとします。

【10. 反社会的勢力の排除】

10-1. 出展者は、出展者等が現に反社会的勢力(以下の①～⑥に掲げる者および団体をいう)ではないこと、または過去においても反社会的勢力ではなかったことを主催者に対して表明・保証するものとします。

①無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づき処分を受けた団体もしくはかかる団体に属している者、またはこれらの者と取引のある者、その他これらに類する団体もしくはかかる団体に属している者またはこれらの者を取引のある者

②「組織的な犯罪の処罰および犯罪収益の規制等に関する法律」に定める犯罪収益等隠匿もしくは犯罪収益等收受を行いもしくは行っている疑いのある者、またはこれらの者と取引のある者

③「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に定義される暴力団およびその関係団体ならびにこれらの構成員

④総会費、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊技能暴力集団などの団体または個人

⑤暴力、威力、脅迫的言辭および詐欺的手法を用いて不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体または個人

⑥前1～⑤のいずれかに該当する者または団体(以下「反社会的団体等」という)と関係することを示唆して不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体または個人

⑦反社会的団体等が代表役、または支配する法人その他の団体

⑧反社会的団体等が取締役、執行役、業務執行役員、監査役、理事、監事またはこれらに類する地位の役職にある法人または団体

10-2. 主催者は、出展者等が前項に違反した場合、その出展を取り消すことができ、すでに受領した出展料金を返金せず、また取り消しによって出展者等に生じた損害も賠償しません。

【11. その他】

11-1. 本展規約等に関連して生じる一切の紛争は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするに出席者は同意するものとします。

11-2. 主催者は、法令の許容する範囲内で本規約を変更することができます。その場合、主催者は出展者に対し、本規約を変更すること、当該変更の内容および効力発生時期を適宜の方法で事前に周知します。当該効力発生時期以降は、変更後の本規約が適用されます。